

プレスリリース資料

2016年3月14日

台北 士林地区での海賊盤販売者「ラブアワー」に対する訴訟二審判決に関するお知らせ

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会加盟会員であるメーカー4社の作品を販売していた台北在住の被告に対し、海賊版DVDの販売は著作権法違反であるとして、台湾士林地方検察署が2015年8月に起訴し、2016年3月8日台湾士林地方裁判所 二審判決「105年度 智簡字 第1號」により、本協会会員の作品に対する著作権享有が確定となりました。

今回、士林地方検察署及び士林地方裁判所に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA

日本の成人コンテンツメーカー並びに業界団体（VSIC・JVPS）を正会員とする約240社の作品における、著作権保護、海賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として設立された特定非営利活動法人（NPO法人）です。

HP：<http://www.ippa.jp/>

今後のお問合せ先

今後、同様の台湾国内における日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発及び捜査協力又は正規品についての情報提供等、海賊版コンテンツの頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA台湾」にて対応を行わせていただきます。

■特定非営利活動法人智慧財産振興協會駐華辦事處

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL：02-2558-3038